

岐阜県公報

第二千八百六十一号
平成二十九年七月四日
(火曜日)

目次

告示

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定
(治山課) 四二二
(可茂農林事務所) 四二二

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
(商業・金融課) 四二二

雑報

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成二十八年度)の公告
(環境管理課) 四三三

正誤

岐阜県重要文化財及び岐阜県史跡天然記念物の指定中訂正
(文化伝承課) 四二四

告示

岐阜県告示第三百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字本林一九四八の二一、一九四八の七二から一九四八の七四まで、一九四八の七六、一九四八の九九、一九四八の一〇〇、一九四八の一〇五、一九四八の一〇六、一九四八の一〇八、宇鳥屋ヶ谷二九四九の九、一九四九の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字本林一九四八の八四から一九四八の八七まで、一九四八の九〇、一九四八の九二から一九四八の九六まで、一九四八の九八、一九四八の二〇一、一九四八の二〇三、宇鳥屋ヶ谷一九四九の七、一九四九の一四、一九四九の一五、一九四九の一七から一九四九の一九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町上飯田字新田八二二番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び八百津町役場に

備え置いて縦覧に供する。()

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ本館

四 変更した事項

岐阜市江添一丁目四番六号 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

岐阜市江添一丁目一番一号

(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤達也

岐阜市江添一丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

岐阜市江添一丁目一番一号

(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤達也

岐阜市江添一丁目一番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ本館

岐阜市江添一丁目四番六号 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 三九〇台

(変更後) 三六六台

駐車場出入口の位置

(変更前) 十三箇所

(変更後) 十六箇所

雑報

「中央新幹線(東京都・名古屋中間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成二十八年度)の公告

岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

平成二十九年七月四日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植 康 英

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 東海旅客鉄道株式会社

2 代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 柘植康英

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 中央新幹線 品川・名古屋間

2 種類 新幹線鉄道の建設(環境影響評価法第一種事業)

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所

二ア都市政策部二ア対策課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所建設部

二アマちづくり課、土岐市役所総務部総合政策課、可児市役所建設部都市計画課

御嵩町役場総務部企画課及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

2 縦覧期間 平成二十九年七月五日（水）から平成二十九年八月三日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

五 問合せ（岐阜県関係）

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

中津川市太田町二丁目三番五号 青松ビル二階

TEL 〇五七三 六五 六八二〇

2 受付日時 毎日午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

正 誤

（原稿誤り）

昭和三十七年三月二十日三千六百二十九号 岐阜県重要文化財及び岐阜県史跡天然記念物の指定（岐阜県教育委員会告示第七号）一七三頁上段岐阜県史跡天然記念物の表中「養老郡養老町白石」は、「養老郡養老町養老字松原一〇七五番一、一〇七五番二」の誤り。

平成二十九年七月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社